

羽島市消費生活相談窓口にご相談ください

相談無料

消費生活相談窓口ではこのような相談をお受けしています

インターネット
トラブル



訪問販売



電話勧誘



振り込め詐欺



マルチ商法



裏に「消費生活
情報」を掲載し
ています。

困ったな おかしいな と思ったときは相談しましょう

羽島市消費生活相談窓口 ☎ 058-392-9927

場 所 : 市役所本庁舎2階 74番窓口 市民総合相談室

時 間 : 9時～12時 13時～16時 ※土日祝日は除きます

消費者ホットライン
188 (イヤヤ)

岐阜県県民生活相談センター ☎ 058-277-1003
受付: 平日 8:30～17:00 土曜 9:00～17:00 (電話相談のみ)

見守り 新鮮情報

機種変更のために**携帯電話ショップ**に出かけ、同系列のキャリアが提供する端末を熱心に勧められ**契約**した。その後、契約書を確認したところ、**断ったはずのオプション**などが付けられているうえ、**セキュリティソフト**も契約させられていた。納得できない。(60歳代)



©Kurosaki Gen

不要なオプションが 付けられていた!? 携帯電話の契約は慎重に

ひとこと助言

契約書を
よく確認



見守るくん

- 携帯電話の買い替えなどの際、不要なオプションを付けられていたといった相談が寄せられています。
- 契約の際には、契約内容をよく確認し、よく分からない場合は契約しないようにしましょう。オプション等を勧められた際も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。
- 契約書もその場でよく確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるかなどを確認しましょう。
- 不要なオプションを契約させられている場合は、すぐにショップに解約を申し出ましょう。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。